２．中小企業者等への支援

中小企業等経営継続支援金を助成します

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等経営継続支援金とは

下記の「対象となる方」に、新型コロナウイルス感染症防止の対策や販路拡大、生産性の向上などに向けた経費の一部を助成します。

◆対象となる方は

1．市内に主たる事業所や店舗等を有している法人（大企業を除く）、又は個人事業主の方
2．新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年３月以降のいずれか１ヵ月間の売上が、前年同月比で10％以上減少していること
3．国の「生産性革命推進事業」や県の「中小企業等再起支援事業補助金」など、本支援金と同様の補助金を受けていないこと
4．令和２年３月末までに創業していること

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、ＮＰＯ法人等は対象外となります。

◆申請期間は

令和２年８月17日から12月25日まで

◆申請方法は　原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市Ｗｅｂサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布しています。

◆申請に必要なものは

◇交付申請書
◇事業計画書
◇収支予算書
◇売上が減少していることの書類
◇暴力団排除等に関する誓約書
◇その他市長が必要と認める書類

◆助成内容は

対象経費の４分の３以内の額

◆対象となる事業は

【販路開拓・生産性向上】

上限額 50万円、下限額 ５万円

例）・インターネット販売システムの構築
・キャッシュレス機器導入
・新商品開発のための機械機器購入費
・展示会出展料等
・販路開拓や生産性向上に結び付く店舗改装工事

【感染防止対策】

上限額 30万円、下限額 ３万円

例）・感染症防止のための啓発用ポスター、チラシの作成
・アクリル板、防護スクリーンの購入、施工
・換気設備（換気扇、空気清浄機等）、サーマルカメラの購入、施工
・感染防止対策のための内装、レイアウト改装工事

◆対象となる事業期間は

令和２年４月１日から令和３年１月31日までの間に完了する事業

注１）当該事業の詳細は、栗原市Ｗｅｂサイトで公開している交付要綱等をご確認ください。

注２）法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注３）申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、助成金の返還を求めることがあります。

飲食店の皆様へ

感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「密閉」「密集」「密接」をしない、新しい生活様式を実践し、感染症の予防対策に取り組みましょう。

①テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置しましょう。

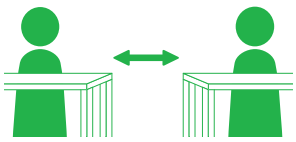

②カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けましょう。

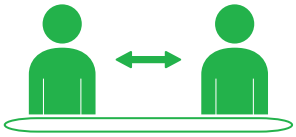

③真正面の配置を避けるか、またはテーブル上の区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなどの工夫をしましょう。

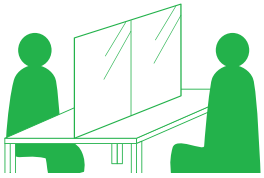

④個室を使用する場合は、十分な換気を行いましょう。